

栃木県特別高圧受電中小企業等支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 燃料費高騰等に伴う特別高圧電気料金の高騰の影響を受ける、県内で事業を行う中小企業者を支援するため、「栃木県特別高圧受電中小企業等支援補助金（以下「補助金」という。）」を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定するものをいう。ただし、みなし大企業は除く。

2 この要領において「みなし大企業」とは次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(補助対象者)

第3条 この要領による補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 中小企業者

栃木県内の事業所等において、小売電気事業者等との特別高圧の受電契約により電気を使用する中小企業者

イ 工業団地協同組合

栃木県内に所在する工業団地等における協同組合であり、共同受電事業のため、当該組合が代表して小売電気事業者等と特別高圧の受電契約を締結している者

ウ 商業施設等運営企業

栃木県内の商業施設等を管理・運営する事業者で、小売電気事業者等と特別高圧の受電契約を締結している者であり、当該施設に入居して電気料金を負担する中小企業者がいる者

(2) 次の全てに該当しないもの

ア 栃木県が令和5年度、令和6年度に実施した又は令和7年度に実施する他の電気

料金高騰の負担軽減を趣旨とする補助金等の交付対象者

イ 電気事業法第2条第1項第15号に規定する発電事業者

ウ 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）に規定する暴力団又は暴力団構成員等

エ 国、法人税法別表第一に掲げる公共法人

オ 政治団体

カ 宗教上の組織又は団体

キ 補助金の趣旨に照らして適当でないと知事が判断する者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は次の表に定めるところによる。

特別高圧電力使用期間	補助金の額
令和5年4月分から 令和5年8月分	栃木県内の事業所等における特別高圧の受電契約に基づき、中小企業者又は工業団地協同組合が使用し、費用を負担した電気の使用量（使用電力量）1 kWhあたりに3.5円を乗じた額
令和5年9月分から 令和6年3月分	栃木県内の事業所等における特別高圧の受電契約に基づき、中小企業者又は工業団地協同組合が使用し、費用を負担した電気の使用量（使用電力量）1 kWhあたりに1.8円を乗じた額
令和6年8月分から 令和6年9月分	栃木県内の事業所等における特別高圧の受電契約に基づき、中小企業者又は工業団地協同組合が使用し、費用を負担した電気の使用量（使用電力量）1 kWhあたりに2.0円を乗じた額
令和6年10月分、 令和7年1月分から 令和7年2月分	栃木県内の事業所等における特別高圧の受電契約に基づき、中小企業者又は工業団地協同組合が使用し、費用を負担した電気の使用量（使用電力量）1 kWhあたりに1.3円を乗じた額
令和7年3月分	栃木県内の事業所等における特別高圧の受電契約に基づき、中小企業者又は工業団地協同組合が使用し、費用を負担した電気の使用量（使用電力量）1 kWhあたりに0.7円を乗じた額
令和7年7月分、9月分	栃木県内の事業所等における特別高圧の受電契約に基づき、中小企業者又は工業団地協同組合が使用し、費用を負担した電気の使用量（使用電力量）1 kWhあたりに1.0円を乗じた額

令和7年8月分	栃木県内の事業所等における特別高圧の受電契約に基づき、中小企業者又は工業団地協同組合が使用し、費用を負担した電気の使用量（使用電力量）1 kWhあたりに1.2円を乗じた額
---------	---

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、栃木県特別高圧受電中小企業等支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類及び資料を添付し、提出しなければならない。

- ア 補助金申請に係る宣誓・同意書（様式第2号）
- イ 補助金交付申請額計算書（様式第3号）
- ウ 契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料
- エ 特別高圧の受電契約に基づく各月分の電気使用量が確認できる資料
- オ 履歴事項全部証明書（法人の場合で、申請日から3ヶ月以内に発行されたもの。個人の場合は、本人確認書類の写し。）
- カ 中小企業者一覧（様式4号）※商業施設等運営企業のみ
- キ 中小企業者の入居等が確認できる資料 ※商業施設等運営企業のみ
- ク 中小企業者が使用した電気の使用量の根拠となる資料 ※商業施設等運営企業のみ
- ケ その他知事が必要と認める書類

（申請の単位及び受付期間）

第6条 申請者は、特別高圧電力の受電契約をする事業所や施設等を単位として、申請を行うこととする。

2 補助金の申請受付は、次の表に定めるところによる。

特別高圧電力使用期間	受付期間
令和5年4月分から6月分	令和5年8月1日(火)から令和5年9月29日(金)まで
令和5年7月分から9月分	令和5年11月1日(水)から令和5年12月28日(木)まで
令和5年10月分から12月分	令和6年2月1日(木)から令和6年3月15日(金)まで
令和6年1月分から3月分	令和6年5月1日(水)から令和6年6月14日(金)まで
令和6年8月分から10月分	令和6年12月2日(月)から令和7年1月31日(金)まで
令和7年1月分から3月分	令和7年5月1日(木)から令和7年6月30日(月)まで
令和7年7月分から9月分	令和7年11月4日(火)から令和7年12月26日(金)まで

(交付決定の通知)

第7条 知事は、規則第5条の規定により補助金の交付を決定したときは、すみやかに補助金交付決定通知書（様式第5号）により補助金の交付を申請した者に対し通知するものとする。

(交付の請求及び補助金の交付)

第8条 知事は、前条の規定により交付の決定を通知したときは、交付決定日に申請者からの交付の請求があったものとみなし、補助金を交付するものとする。

(工業団地協同組合又は商業施設等運営企業における中小企業者への負担軽減)

第9条 工業団地協同組合又は商業施設等運営企業は、前条により補助金の交付を受けたときは、組合員又は施設内の中小企業者に対して、それぞれの電気料金負担状況を踏まえ、補助金を活用し負担軽減を図らなければならない。

(調査)

第10条 知事は、適正な事務の執行のため必要があると認めるときは、申請者等関係者に対して申請内容に係る詳細な説明又は追加資料の提出を求めるとともに、関係帳票の確認又は現地調査等を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 申請内容に虚偽又はその他不正行為があると認める場合

(2) 前号に該当しない場合であって、当該事業者に交付されるべき補助金の額を超えて交付を受けた場合、当該交付されるべき額を超えて支払われた部分の額

2 知事は、前項第1号に該当すると認めた場合においては、不正受給と認めた日又は補助金の交付決定を取り消した日以後、当該事業者に補助金を交付しないものとする。

3 知事は、第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助事業の経理等)

第12条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に

供せるよう保存しておかなければならない。

(その他必要な事項)

第13条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 5 (2023) 年 7 月 7 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 6 (2024) 年 1 月 15 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 6 (2024) 年 11 月 11 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 7 (2025) 年 6 月 16 日から施行する。

(様式第 1 号)

栃木県特別高圧受電中小企業等支援補助金 交付申請書兼請求書

申請日 令和 年 月 日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県特別高圧受電中小企業等支援補助金の交付を受けるため、交付要領の規定により、関係書類を添えて申請するとともに、交付決定の上は、該当金額を交付されるよう請求いたします。

1 申請者情報

申請者情報	フリガナ			
	法人名又は氏名			
	代表者職名又は屋号等			
	本店所在地・住所	〒		
	業種 (日本標準産業分類に基づく)			
	資本金(円)		常時使用する 従業員数(人)	
事業特別 所高圧 受電情報	受電契約上の 事業所・施設等名			
	受電契約上の 事業所等所在地	〒		
申請担 当者	所属・役職			
	フリガナ			
	氏名			
	連絡先 (日中に連絡可能な電話番号)			
	メールアドレス			
	通知書等送付先 (本店所在地と異なる場合)			

2 補助金交付申請兼請求額

交付申請額	月分 ~	月分	円
-------	------	----	---

3 補助金の振込先口座（原則、申請者本人名義又は受電契約事業所等の名義のものに限る。）

金融機関名															
☐ 銀行 ☐ 信用組合 ☐ 本店 ☐ 出張所 ☐ 信用金庫 ☐ 農協 ☐ 支店 ☐ 支所															
金融機関コード	支店コード	口座種別 (☒)								口座番号 (左詰で記入)					
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金 ☐ 貯蓄預金													
口座名義人 (カタカナ)															
申請者名と口座名義が一致していない場合、 チェックの上、理由を記入してください。															
☐ 不一致理由															

※ ゆうちょ銀行の支店名は、店番号を記入してください。
※ ゆうちょ銀行の口座種別は、以下を参考に選択してください。
総合口座・通常貯蓄→普通預金、振替口座→当座預金、通常貯蓄貯金→貯蓄預金

(様式第2号)

栃木県特別高圧受電中小企業等支援補助金申請に係る宣誓・同意書

栃木県特別高圧受電中小企業等支援補助金（以下「補助金」という。）の申請にあたり、以下の事項について宣誓・同意します。

- (1) 補助金交付要領に定める補助対象者であるとともに、申請内容の全てに虚偽や不正等はありません。
- (2) 栃木県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員構成員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しません。
- (3) 申請内容の裏付け証拠書類を5年間保存するとともに、栃木県から追加書類の提出等の求めや、報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。また、国や県等が行う訪問調査等に協力します。
- (4) 申請書類に記載された情報を、税務当局、警察等の行政機関の求めに応じて提供することに同意します。
- (5) 補助要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、すみやかに補助金の返還に応じるとともに、加算金を支払うこと及び事業者名を公表することに同意します。
- (6) 補助金交付要領の定めを遵守するとともに、その他知事の指示に従います。

【工業団地協同組合又は商業施設等運営企業のみ】

- (7) 組合員又は施設内の中小企業者の電気料金相当額について、交付される補助金を活用し、下記の方法で負担軽減をします。

(負担軽減方法)

--

栃木県知事 あて

令和 年 月 日

住 所

法人名又は個人事業者氏名

代表者職氏名

(様式第 3 号)

申請者名(事業者名)

栃木県特別高圧受電中小企業等支援補助金 交付申請額計算書

受電契約上の 事業所・施設等名						
受電契約上の 事業所等所在地						
対象期間		月分		月分		月分
電気使用量(kWh) (※1)						
月ごとの補助額(円) (※2) ※一円未満切り捨て						
【合計】 補助金交付申請額(円) ※千円未満切り捨て						

※1 電気使用量について、商業施設等運営企業は、中小企業者一覧（様式第4号）下部欄の「中小企業者が使用した電気の使用量の合計」より転記してください。

※2 月ごとの補助額は、以下の額を記載してください。

- ・令和5年4月分～令和5年8月分は、電気使用量に3.5円を乗じた額
- ・令和5年9月分～令和6年3月分は、電気使用量に1.8円を乗じた額
- ・令和6年8月分～令和6年9月分は、電気使用量に2.0円を乗じた額
- ・令和6年10月分、令和7年1月分～令和7年2月分は、電気使用量に1.3円を乗じた額
- ・令和7年3月分は、電気使用量に0.7円を乗じた額
- ・令和7年7月分、令和7年9月分は、電気使用量に1.0円を乗じた額
- ・令和7年8月分は、電気使用量に1.2円を乗じた額

(様式第 4 号)

栃木県特別高圧受電中小企業等支援補助金 中小企業者一覧 (商業施設等運営企業のみ)

(1) 申請者名

(2) 施設名

- ※1 従業員数は、会社全体の数を記載してください。なお、資本金によって中小企業者に該当することが確認できる場合は、記載不要です。
- ※2 中小企業者が使用した電気量については、別途、算定の根拠となる資料を添付してください。(様式は問いません。)
なお、入居する中小企業者に施設共用部分にも負担を求めている場合は、当該負担に係る電気の使用量についても補助対象となります。
当該電気使用量は、個々の実情に応じて公正かつ透明性のある方法により算定してください。(例：利用面積による按分 など)

番号	店舗名・屋号等	法人名・個人事業者名	住所・本店所在地	業種 (日本標準産業分類に 基づく)	資本金 (万円)	従業員数 (人) (※1)	使用した電気量 (kWh) (※2)		
							月	月	月
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
			中小企業者が使用した電気の使用量の合計 (自動計算)						

様式第 5 号

経支第 号
令和 年 月 日

(住所)

(申請者名) 様

栃木県知事

印

栃木県特別高圧受電中小企業等支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました標記補助金については、栃木県補助金等交付規則第 5 条の規定により下記のとおり交付することを決定しましたので、栃木県特別高圧受電中小企業等支援補助金交付要領（以下「要領」という。）第 7 条の規定により通知します。

なお、要領第 8 条に基づき、本交付決定の日に補助金の交付請求があったものとみなし、補助金を交付します。

記

1	特別高圧受電事業所等名				
2	対象期間	令和	年	月分～	月分
3	交付申請額	金			円
4	交付決定額	金			円